

八洲学園大学 内部質保証推進規程

(目的)

第1条 この規程は、八洲学園大学（以下、本学という。）における内部質保証を推進するために必要な事項を定める。

(推進体制)

第2条 内部質保証の業務を統括し、最終責任を負う者として、内部質保証統括責任者（以下、統括責任者という。）を置く。

- 2 統括責任者は、学長をもって充てる。
- 3 統括責任者は、内部質保証を推進するため、内部質保証推進部会を置く。
- 4 前項に定める内部質保証推進部会に関する事項は、別に定める。

(内部質保証の推進方法)

第3条 本学は、内部質保証を推進するため、次の事項を設定する。

- (1) 教育研究上の目的に基づく、卒業認定・学位授与に関する方針、教育課程の編成及び実施に関する方針並びに入学者の受入れに関する方針（「三つのポリシー」）の策定・実施に関する方針
- (2) 中長期計画推進に関する方針
- (3) 学修成果の評価に関する方針（アセスメント・ポリシー）
- (4) 大学が求める教員像及び教員組織の編成に関する方針
- (5) 学生支援に関する方針
- (6) 教育研究等における環境・条件の整備に関する方針
- (7) 社会連携及び社会貢献に関する方針
- (8) 国際化に関する方針
- (9) 研究の推進に関する方針
- (10) 大学運営に関する方針
- (11) 目指す職員像および大学職員育成ビジョン

第4条 統括責任者は、内部質保証推進部会を通して、大学全体及び各委員会・事務局（以下、各部局という。）における質保証に係る取組を統括し、取組状況の確認及び取組結果の集約を行い、これらを検証する。

第5条 統括責任者は、内部質保証推進部会から大学全体及び各部局における内部質保証に係る取組結果等について報告を受け、改善の必要があると認めた場合、適切な措置を講じる。

第6条 統括責任者は、内部質保証に係る情報を社会や関係者に公表する。

(実施体制・手続)

第7条 内部質保証に係る各部局の実施要領については、別に定める。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、内部質保証に関し必要な事項は、別に定める。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、教授会の議を経て、学長がこれを行う。

附 則

この規程は、令和5年6月27日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年12月25日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年3月26日から施行する。